

令和 7 年 1 月 24 日
教 育 庁

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり失職（1件）及び発令（12件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 中学校（区部）
- (2) 職名 教諭
- (3) 年齢 29歳
- (4) 性別 男

2 失職年月日

令和 7 年 7 月 12 日

3 失職理由

令和 5 年 8 月 18 日から令和 6 年 10 月 27 日までの間に、自宅等において、当時勤務校の卒業生である男子生徒に対して、盗撮したことなどにより、性的姿態等撮影、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反及び性的姿態等撮影未遂で起訴され、令和 7 年 6 月 27 日、東京地方裁判所において、懲役 2 年、4 年間執行猶予、付保護観察の判決を受け、同年 7 月 12 日、同判決が確定した。

4 根拠規定

地方公務員法第 28 条第 4 項

※ 本件については、被害生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 氏名 川越 優一
- (2) 学校名 東京都杉並区立荻窪小学校

- (3) 職　　名　　教　諭
(4) 年　　齢　　29歳
(5) 性　　別　　男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和7年12月24日

4 処分理由

令和6年9月19日、都内において、不特定の者に対して、わいせつな動画2点を販売した。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校　　種　　小学校（多摩地域）
(2) 職　　名　　主任教諭
(3) 年　　齢　　38歳
(4) 性　　別　　男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和7年12月24日

4 処分理由

令和7年5月7日頃、勤務校において、同校女子児童に対して、同児童の下着内に右手を差し入れて、同児童の陰部を触る行為をした。

※ 本件については、被害児童の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校　　種　　中学校（多摩地域）
(2) 職　　名　　教　諭
(3) 年　　齢　　29歳
(4) 性　　別　　男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和7年12月24日

4 処分理由

令和6年11月14日から同年12月21日までの間に、ホテルにおいて、当時勤務校の卒業生である女子生徒と性行為を行った。

※ 本件については、被害生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 小学校（区部）
- (2) 職名 主幹教諭
- (3) 年齢 40歳
- (4) 性別 男

2 処分の程度

停職1月

3 発令年月日

令和7年12月24日

4 処分理由

令和7年6月2日、酒気を帯びた状態で、自転車を運転し、路上を走行した。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 小学校（多摩地域）
- (2) 職名 主任教諭
- (3) 年齢 44歳
- (4) 性別 男

2 処分の程度

減給10分の1 3月

3 発令年月日

令和7年12月24日

4 処分理由

令和6年11月29日、勤務校教室において、当時同校男子児童に対して、机の中の整理について指導した際、床に落ちた同児童所有の教科書の表紙を破って損壊し、同児童に不快感及び嫌悪感を与えるなどした。

VII

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 特別支援学校
- (2) 職名 主任教諭

(3) 年 齢 45歳

(4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 3月

3 発令年月日

令和7年12月24日

4 処分理由

令和4年3月18日、勤務時間中であるにもかかわらず、当時勤務校の施設を私的に使用して、同校主任教諭とわいせつな行為を行い、学校施設を不適切に使用するなどした。

VIII

1 教職員に関する事項

(1) 校 種 特別支援学校

(2) 職 名 主任教諭

(3) 年 齢 44歳

(4) 性 別 女

2 処分の程度

減給10分の1 3月

3 発令年月日

令和7年12月24日

4 処分理由

令和4年3月18日、勤務時間中であるにもかかわらず、勤務校の施設を私的に使用して、当時同校教諭とわいせつな行為を行い、学校施設を不適切に使用するなどした。

IX

1 教職員に関する事項

(1) 校 種 小学校（区部）

(2) 職 名 主幹教諭

(3) 年 齢 47歳

(4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和7年12月24日

4 処分理由

令和7年6月4日、勤務校理科室において、ふざけ合っている同校児童に対して、いい加減にしろと言いながら、シャーレを同理科室の流しに向けて投げ、同シャー

レを損壊させるとともに、同シャーレの破片が別の同校児童に当たる事態を招いた。

X

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 中学校（区部）
- (2) 職名 主幹教諭
- (3) 年齢 43歳
- (4) 性別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和7年12月24日

4 処分理由

勤務校校長から、生徒との私的なSNS等のやり取りは禁止であると指導を受けていたにもかかわらず、令和6年12月28日から令和7年1月21日までの間に、同校女子生徒に対して、自宅等において、不適切な内容を含む、私的な内容のメッセージを送信するとともに、同生徒に対して、メッセージのやり取りを隠蔽する目的で、同やり取りを消すよう指示した。

X I

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 高等学校（区部）
- (2) 職名 教諭
- (3) 年齢 61歳
- (4) 性別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和7年12月24日

4 処分理由

令和7年5月14日、勤務時間中であるにもかかわらず、飲食店で飲酒などした。

X II

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 高等学校（区部）
- (2) 職名 校長
- (3) 年齢 60歳

(4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和7年12月24日

4 処分理由

令和4年5月9日、勤務校において、当時同校教諭に対して、過去に適法に取得した休暇について、一方的に否定的な評価をし、人事異動の一要素とした旨を同教諭に告知するパワー・ハラスメントを行った。

X III

1 教職員に関する事項

(1) 校 種 小学校（区部）

(2) 職 名 教諭

(3) 年 齢 44歳

(4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和7年12月24日

4 処分理由

令和7年6月24日、バス停付近において、女子生徒に対して、同生徒の身体に抱きつく暴行を加えた。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）

まずは御相談ください

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

【受付時間】

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

※各曜日の当番弁護士の連絡先は東京都教育委員会 HP を御確認ください。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html



